

議案第 1 2 号

埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年 4 月 1 日から埼玉縣市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させ、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

平成 2 5 年 4 月 1 日から埼玉縣市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること並びに埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中「坂戸、鶴ヶ島下水道組合 久喜地区消防組合」を「坂戸、鶴ヶ島下水道組合」に、「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 埼玉西部広域事務組合 加須鴻巣学校給食センター組合」を「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合」に、「大里広域市町村圏組合」を「大里広域市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。